

繰延資産CL7

平成18年7月4日

企業会計基準委員会 御中

日本公認会計士協会  
会長 藤沼亜起

実務対応報告公開草案第23号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い  
(案)」に対する意見の提出について

貴委員会から平成18年6月6日付けで公表された実務対応報告公開草案第23号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、当協会の意見を別添のとおり申し上げます。

以 上

実務対応報告公開草案第23号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い  
(案)」に対する意見

平成18年7月4日  
日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

固定資産の減損会計との関係について(3 会計処理)

(コメント)

支出の効果が期待されなくなったことによる繰延資産に係る一時償却の会計処理は、繰延資産の項目ごとに定めるのではなく、総括的な取扱いとして定めるべきである。

(理由)

支出の効果が期待されなくなった繰延資産は、繰延資産の定義を満たさないことになるため、一時償却すべきことは自明であると考えられる。また、そもそも繰延資産は固定資産の減損会計の適用対象外であり、固定資産の減損会計と繰延資産の各項目とは直接対応するものではないため、固定資産の減損会計とは明確に区別した上で、繰延資産に係る一時償却の会計処理として総括的に取り扱う必要があるものと考えられる。

以 上